

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 6 月 23 日

葛飾区長

葛飾区条例第45号

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 6 年葛飾区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

東京都市計画西新小岩五丁目地区防災街区整備地区計画

別表第 2 に次のように加える。

東 京 都 市 計 画 西 新 小 岩	防 災 街 区 整 備 地 区 整 備				66 平方 メ ー ト ル	計 画 図 に 表 示 す る 壁 面 の 位 置 の 制 限 を 定 め る 部 分 に 面 す る 敷 地 上 の					道 路 、 広 場 等 に 面 し て 設 け る 垣 又 は 柵 の 構 造 は 、 生 け 垣 、 フェン
--	--	--	--	--	---------------------	--	--	--	--	--	--

五丁目地区防災街区整備地区計画	計画が定められた区域				建築物について、建築物の外壁又はこれに代わる柱の外面は、計画図に示す壁面の位置まで				ス又は鉄柵とする。ただし、高さが0.6メートル以下の部分については、コンクリートブロック造、レンガ造、鉄筋コンクリート造又はこれらに類する構造とすることができる。
-----------------	------------	--	--	--	---	--	--	--	---

付 則

この条例は、公布の日から施行する。